

10月（11月請求分）から 水道料金を改定します②

令和3年11月請求分から水道料金を改定します。

現在、市の水道事業は人口減少などによる水道使用水量の減少、水道施設の老朽化など、将来に向けた様々な課題を抱えています。

連載2回目の今月は、料金改定の概要についてお知らせします。

Ⅲ 料金改定の概要

料金算定作業に際しての考え方

水道事業経営戦略【平成31年度～令和10年度】においては、中長期的な経営継続の観点から、令和3年からの料金改定を前提として令和3年度以降の経常収支の継続的黑字と令和10年度末の現金残高5億円の確保を図る料金改定の案が示され、その試算では平均23・5%の改定が必要であり、資金確保と実現可能性の観点から適当とされました。

その上で今回の料金改定作業にあたっては、左記を基本的な考え方としてしています。

- ①令和2年度までの2年間の決算並びに決算予想を反映させる。
- ②料金収入については経営戦略同

様、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の人口推計による減少を見込む。

③経費など各費目については最新の予想を行い算入する。

④平均23・5%以上の改定は市民の皆様の負担感から避けることとする。

⑤④の観点から、経営戦略の二つの指標の確保について柔軟に対応する。

⑥一方で、当座の経営安定のため、経常収支の黒字については少なくとも料金改定後5年間（令和7年度まで）の継続は確保する。

⑦更には計画最終年度である令和10年度末において現金残高の枯渇は避ける。

料金改定までの経過

以上に従い公益社団法人日本水道協会から発刊されている「水道料金改定業務の手引き」を参考に算出した改定案の改定率は平均23・32%となり、経営戦略で示した改定率「23・5%」以下となりました。
この案をもって3月17日開催のガス水道運営審議会にお示しし、その

資料に委員の皆様から頂戴した貴重なご意見を参考に加筆・修正を加え、4月9日から三陸新報に全4回連載で広告掲載を行いました。その後、運営審議会や経済団体などから寄せられたご意見やご要望に対し、できるだけお応えすべく再度検討を行い、緩和策を盛り込んだ改定案を4月26日開催のガス水道事業運営審議会に説明し、ご意見を伺い、内容についてご了承いただけたことから、その後諮問し、答申をいただきました。
答申を受け、市議会6月定例会に条例の改正案を提案し、可決されました。

料金改定の内容

昭和58年以来の今回の料金改定は、当初（案）の平均改定率が23・32%となり、一度の改定幅としては、市民の皆様が抱く負担感としては決して小さいものとは言えないこと、また、新型コロナウイルス感染症がまん延し、終息が見通すことができない状況下において、地域経済も停滞している中での料金値上げとなることなどを最大限考慮し再度の検討を行い、左記の2点を修正しました。

（1）段階的値上げ「R3・4年度平均改定率…11・11%」

令和3年11月請求分から令和5年3月請求分について、令和5年4月請求分からの「改定幅の1/2」とする。

（2）^{ていぞう}増料金制における大口需要者への配慮「R5～7年度平均改定率…22・15%」

令和5年4月請求分から、月1,000m³超の従量料金分の「改定幅を1/2」とする。

以上により、経営戦略で確保すべきとされました「令和10年度末現金預金残高5億円」は0・12億円（令和9年度末は3・9億円）に、「令和10年度末までの各期における経常損益の黒字確保」は、赤字（令和9年度まではかろうじて黒字）に陥り経営を圧迫しますが、今回の水道料金改定は令和7年度までの料金とし、令和8年度からの料金については、時間的余裕を持つて見直すこととしております。

今回の改定率は市民の皆様にとつて大きいものと承知してはいますが、①過去38年間料金を据え置いてきたこと。

②結果、現在の料金は県内他市と比較、契約口径や使用量にもよるものの、最も高い市の概ね3～4割安となっており、県内最低水準であること。

③日本水道協会の経営診断（平成29年）、有責任監査法人トーマツ監修の経営戦略（平成30年）において大幅な料金改定の必要性が示された中で、東日本大震災からの復興10年については被災者の生活安定のため料金改定を行わないこ

新・水道料金表

▶令和3年11月請求分から令和5年3月請求分まで [消費税抜]

□径別	基本料金	従量料金 (1mにつき)		
		1m~10m	11m~20m	21m~
13mm	910円 (+90円)	87円(+10円)	156円(+17円)	226円(+24円)
20mm	1,820円 (+170円)			

□径別	基本料金	従量料金 (1mにつき)	
		1m~1,000m	1,001m~
25mm	2,570円 (+210円)	260円(+28円)	246円(+14円)
30mm	3,590円 (+370円)		
40mm	5,970円 (+580円)		
50mm	9,420円 (+660円)	292円(+31円)	277円(+16円)
75mm	19,420円 (+1,950円)		
100mm	27,230円 (+2,860円)		
臨時用		500円 (±0円)	

▶令和5年4月請求分から令和8年3月請求分まで [消費税抜]

□径別	基本料金	従量料金 (1mにつき)		
		1m~10m	11m~20m	21m~
13mm	1,010円 (+190円)	96円(+19円)	172円(+33円)	250円(+48円)
20mm	1,990円 (+340円)			

□径別	基本料金	従量料金 (1mにつき)	
		1m~1,000m	1,001m~
25mm	2,790円 (+430円)	287円(+55円)	260円(+28円)
30mm	3,970円 (+750円)		
40mm	6,560円 (+1,170円)		
50mm	10,090円 (+1,330円)	323円(+62円)	292円(+31円)
75mm	21,380円 (+3,910円)		
100mm	30,090円 (+5,720円)		
臨時用		500円 (±0円)	

※()内数字は現行料金との差

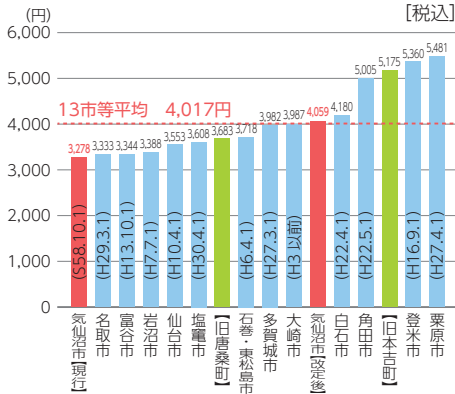
※県内13市等水道事業のうち、角田市を除く12事業が「逓増型料金体系」を採用しております。

ととしたこと。
 などに加え、何より水道事業は市民生活にとって必須事業として継続していかねばならない事業であり、ご理解を求めます。
 今後は、あらゆる面でこれまで以上に経費の節減に努めると共に、課題になっていく有収率の向上のため、収支の推移などを見ながら管路更新のスピードアップの可能性を追求してまいります。
 ■本市の水道料金は、一般的に利用されている公益社団法人日本水道協会が発行する「水道料金算定要領」に定める従量料金の特別措置「逓増型料金体系」を採用しており、水を

沢山使うほど料金が高くなる仕組みになっていきます。これは、市民生活に必要な水を安価に供給し、ご家庭などの少量使用のお客様の料金負担を相対的に抑え、また、大量に使うお客様には節水を心がけていただくことを目的としているためです。
 ■一般家庭で使われている□径13mm・20mmの給水装置における、料金改定前後の皆様からご負担いただく水道料金を比較しました。
 本市の□径13mm・20mmの給水装置における一般家庭で標準とされる月間使用水量20m³の改定前・後(令和5年4月請求分からの料金)の水道料金の水準は、県内他市の水道事業

▶□径13mm、使用水量20m³で比較

【県内13市等料金比較(□径13mm、20m³/月)】 [税込]



※()内数字は料金改定年月日(□径20mmも同時改定)

改定前は、県内13市等の中で、最も低かったものが、改定後は高い方から5番目になります。
 体と比較すると次のようになります。

□径13mm・20mm 水道料金改定前後比較表

▶令和3年11月請求分から令和5年3月請求分まで [税込]

新料金	R3・R4	使用水量	□径					
			5m ³	10m ³	15m ³	20m ³	25m ³	30m ³
13mm	1,479円 (+154円)	1,958円 (+209円)	2,816円 (+303円)	3,674円 (+396円)	4,917円 (+528円)	6,160円 (+660円)		
	2,480円 (+242円)	2,959円 (+297円)	3,817円 (+391円)	4,675円 (+484円)	5,918円 (+616円)	7,161円 (+748円)		

▶令和5年4月請求分から令和8年3月請求分まで [税込]

新料金	R5・R7	使用水量	□径					
			5m ³	10m ³	15m ³	20m ³	25m ³	30m ³
13mm	1,639円 (+314円)	2,167円 (+418円)	3,113円 (+600円)	4,059円 (+781円)	5,434円 (+1,045円)	6,809円 (+1,309円)		
	2,717円 (+479円)	3,245円 (+583円)	4,191円 (+765円)	5,137円 (+946円)	6,512円 (+1,210円)	7,887円 (+1,474円)		

※()内数字は現行料金との差

ガス水道部 管理課
 (23) 2560

詳しい内容は、市公式サイト「水道料金の改定について」を見てね!!

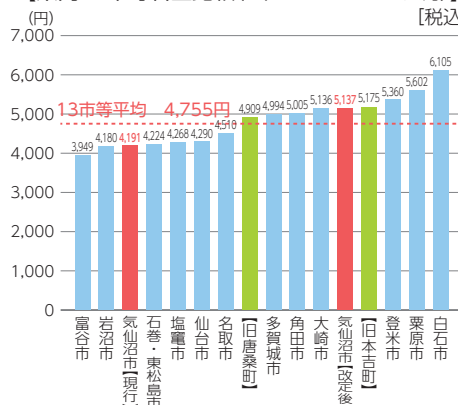
市公式サイト



今回下水道料金の変更はありません。
 なお、下水道区域における下水道料金については、使用量は連動しておりますが料金体系は別であり、

▶□径20mm、使用水量20m³で比較

【県内13市等料金比較(□径20mm、20m³/月)】 [税込]



改定前は、高い方から11番目だったものが、改定後は4番目になります。